

第二～三世紀における倭人の社会

牧 健 二

【要約】魏志倭人伝は魏志の東夷伝の末端の一節であるが、従来之を単独の記事の如くに扱ひ、倭人の国家と社会とに關する重要な参考史料が烏丸鮮卑東夷伝一卷の中に含まれていることを全く軽視している。筆者は先に魏志における至と到との文字の使用法に區別あることに着眼し、行程記事の新説法により邪馬台国・投馬国及び自女王国以北の位置について考定したが、この論文では倭人伝所見の第二～三世紀の社会にかんして烏丸鮮卑東夷伝を重視することに依つて新説を提唱する。先ず倭人の社会にかんする史料としての倭人伝の性質について考え、次に倭人の社会が歴史發展の段階上末期部族社会に屬することを論じ、進んで倭人の国邑・大人・下戸・宗族・門戸・家の何たるかを説き、更に常人における身分と非常人たる奴婢及び生口の本質並に婦人の地位について述べる。

一 末期部族社会の法秩序

魏志倭人伝が日本にかんする最古の詳細確實な文献として重視され、之にかんする研究は山積するにかかわらず、今日依然として邪馬台国の位置についてすらも定説を見るに至らず、またこの記録に見える第二世紀乃至三世紀の倭人の国家や社会も殆んど全く暗幕の中に鎖されたままであるという現状は甚だ惜しむべきことであるが、私は二つの

主要な原因が、これまでこの研究をかくも甚だしい昏迷に陥れてきたものと思う。その一つは邪馬台国等の位置にかんする学説のいかんを論ぜず、学者各自の着想にまかせて原文をよみ、原文が常に行程記事としての一定の用語及び書式に従うて書かれているという事実に着眼していないこと、ことにそれが伊都国と不弥国の二箇所で変更されているという事実を見がしめることである。他は倭人伝は魏志の烏丸鮮卑東夷伝の末端の一節であるにかかわらず、

之をこの列伝の他の部分から切離して、独立した列伝であるかの如き取扱ひ方をしてゐることである。

魏志倭人伝に見える第二―三世紀における倭人の社会は九州地方に存在しその記述は主としてその北部海岸地帯の社会にかんするものである。倭の政治地理の原文については、原文の一字一句を忠実によみ全文の構造を前漢書・後漢書・三国志・唐の杜佑の通典等に見える行程記事記載の方式に従うて跡づけると、一点疑う余地のない解説の筋途があると云えよう。邪馬台国の位置は有明湾東北岸の山門郡である。文献を基礎とする限り邪馬台国と投馬国とを九州以外に移すことができないことは、伊都国と奴国とについてそれができないのとなんら変わりはない。次にこの記録をとおして倭人の社会を知ろうとしても、この中から直に我々が希望するような材料をえることはむづかしい。今日我々は倭人の古代社会がいかなる血縁的及び経済的關係の上に成立し、いかなる身分的及び階級的構造を有し、いかなる団体的結合を成していたかを知りたいのであるが、倭人伝は倭人の国家がいかなるものであつたかについては、比較的多くのことを伝えてゐるにかかわらず、倭人の社会

の構造について記すところは甚だ乏しいのである。

だが倭人の社会にかんする記述がないのではない。魏志は魏志なりにそれを伝えてゐるのである。ただそれは中国的社会觀の伝統に従うて倭人の社会を見てゐるから、我々もまたその積りで之に接することを要する。まず魏志の撰者は倭人を東夷の一種と見てゐる。その意味では倭種とも書いてゐる。「女王国の東海を渡ること千余里、また国あり。皆倭種。」とあるのは四国の西海岸地方の倭人を指すのである。そして種という文字は中国人にとつては異民族の一種であることを意味する文字であると同時に、低級な異民族という觀念をその中に含む独立の文字として用いられてゐた。中国の古語に民族を意味する一般的な用語があつたかどうか、まだよく確かめていないが、種という文字が中国人にあらざる外民族について、一般に民族を意味する用語として用いられたことは注意されるべきことである。そして之が中国人より劣等な民族という觀念を含んだ文字であつたことも同時に注意されてよいことである。種人といへばかような異民族に属する人を云い、種落といへば彼等の村落を云つた。種号・種類・種衆もまた同様の用語例

である。種人は倭人伝にも見える。魏の明帝が卑弥呼を親魏倭王に封じた時の詔に「汝それ種人を綏撫し勉めて孝順をなせ。」とある文の種人がそれである。

だから倭人伝は東夷の諸種類中の倭種即ち倭民族にかんする記述であつたわけであるが、魏志の撰者がこの列伝を書いた目的は東夷伝の序に見える。それによると「周ねく諸国を觀てその法俗を采る。小大區別各名号あり。詳紀することを得べし」とあつて諸国の法俗の記述を目的にしたことは明らかである。それならば法俗とは何であるかというに、弁韓伝には「法俗特に嚴峻なり」と見え、後漢書の倭伝にも「法俗嚴峻なり」となつていて、これらの場合の法俗は刑法のたぐいを指すかのように聞えるが、それに限つたわけではない。東夷諸族（諸国）のうちには刑法のことはなんら書かれていない場合が多い。前記の如く「小大區別各名号あり。詳紀することを得べし」と書かれているから、名称によつて大小が區別せられる秩序こそは東夷伝が法俗と称んでいるものである。言いかえると、名号の明らかかな国の大小、官の高下、血族の尊卑、身分の上下などを中国的な法秩序の觀念に基づいて各国ごとに整理し、各

国の国情及び風俗を記述することこそ東夷伝が目的としたところであつて、倭人伝においてもそれが記述されているのである。併しそれだけではない。法は礼を重んずべきものであるというのが中国的な法意識であつたから、法俗もまた礼俗という点に焦点をおいていたと解すべきであろう。だから東夷伝は諸国に存在する國家的並に社会的な秩序ある状態を、礼の觀念を本にして叙述することを目的にしていたと云うことができるのである。倭人伝が中国的な社会の伝統に従うて書かれていると云うのは、全くかような理由に基づくのである。

中国的な歴史觀に立つと、殷の末世に至り政道が衰えたので箕子が深く之を嘆じ、殷を去つて朝鮮半島に入り、その北部に箕氏朝鮮をたてて「その民に礼義・田蚕・織作を教え」、楽浪朝鮮の民が犯禁八条の刑法に従うたと云うが如き伝説は、東夷の法俗史における最も輝やかしい事実とせられ、漢代における四郡の設置は之に続く東夷の開闢とされている。併しながら東夷には東夷ながらの法俗があり礼俗があるから、それを記述するのが東夷伝の目的であつた。前漢書地理志の燕地の条に「東夷は天性柔順、三方

(南西北)の外において異なる。故に孔子が道の行なわれざるを悼み、海に浮かんで九夷に居らんと欲すと説けるはゆえあるなり。」と見え、東夷の法俗を他の異民族のそれよりも高く評価する風があつた。その態度は先にあげた魏志の東夷伝の序の中にも出ていて、「夷狄の邦と雖も俎豆の象存す。中国礼を失なわば之を四夷に求めんと、猶信なり。」と書いてある。だから東夷伝は東夷を他の北西南三方の異民族よりも、高度の法俗を有する民族であるという、これもまた中国における伝統的な觀念をいさながら、東夷に属する諸国即ち諸民族の法俗を述べているのである。

既に述べたように法俗は国家的及び社会的な法秩序である。それは慣習的に行われている点において国俗である。魏志倭人伝が女王国又は倭国と名づけている諸国共同の大國の成立と統治と活動とについて述べているのは、倭人の法俗の最も大なるものである。これを中心として倭人の国家的及び社会的な生活の各方面のことが書かれているが、それらはいずれも上に述べたような法俗の觀念を本にして書かれているのである。そして中国的な法俗觀は中国的な礼を重しとしていたから、倭人の法俗を叙述するに当つても

中国的見方が本になつていて、女王国については女王卑弥呼が魏に貢獻して明帝から「汝の忠孝我甚だ汝を哀れむ」という詔をうけたことを重しとし、卑弥呼の王座の下に女王国の比類稀なる長期の平和が維持されたことは、もとより之に次ぐ事件とされているのである。また倭人の風俗はすべて礼俗の見地から書かれているので、礼俗を特に重しとするような方面が注意ぶかく記述されている。例えば「食飲籩豆を用いて手食す」とあるのは、夫余族について「食飲皆俎豆を用う」とあるのに比して、礼俗の度の低いことを意味したであろう。だが「その風俗淫せず」とあり、又は「婦人は淫せず、妬忌せず、盜竊せず、誣訟少し」とあるのは、辰王という諸国共同の王を立てた点で卑弥呼以下の女王国王を共に立てた倭人に最もよく似ている馬韓人にかんし、「その北方郡に近き諸国はやや礼俗をさとも、その遠き処はなお囚徒奴婢の相聚まるが如し」とあるのに比べると、倭人の法俗の方がよほど優つていると見られていたようである。要するにこのように礼を重しとする法俗の叙述が、倭人伝を一貫して存在することを認めざるをえないのであるが、このことは他の言葉で云うならば、魏志

倭人伝は中国的な古い文化観の見地に立つて、倭人の国家と社会とを叙述していると云えるのである。

魏志倭人伝はこのように古い中国の社会観と文化観との上に立つて書かれてゐるから、之を史料にして第二～三世紀の倭人の社会を知ろうとする者には、魏志の表現によつて事実の軽重にかんする判断を誤まらないようにする用意が必要である。それは中国を中心にして書かれた倭人伝の中から、倭人の社会の実体をとらえるには、どこから着手するのが適當であるかという判断の問題である。倭人伝が倭人の法俗を記述していることは、倭人の社会を知る上には好都合である。魏志の第三十巻は烏丸鮮卑東夷伝であるが、この中の烏丸鮮卑伝の方は東夷伝と全く叙述の方式を異にしている。烏丸鮮卑伝はその序にあるが如く、漢末魏初以来の中国と烏丸鮮卑兩族との闘争史を叙述して、「以て四夷の変に備へる」ことを目的にしたものである。だからその内容は烏丸の丘力居や鮮卑の軻比能などの大人が、北方から中国に向つて進撃するのに対し、漢や魏の武將が之といかに対決したか、又は漢魏の政府がいかような懷柔政策を以て之に対処したかという、戦争と政略の歴史であ

る。我々は烏丸鮮卑伝の本文からは東夷伝におけるが如き法俗の多くを知ることができない。僅に裴松之が附加した註の魏書によつて之を補うのみである。だから之に比べると、法俗を記述した倭人伝の内容は倭人の社会を知るために役立つところが多いのである。それならば倭人伝を材料にして、第二～三世紀の倭人の社会の実体をとらえるため、どこから着手するのが最も適當であろうか。

倭人伝記述の中心が女王国であり、女王国叙述の中心が女王卑弥呼にあることは明白である。それで倭人の社会を知る上にもこの点は見のがしてはならない。女王国が倭人の社会史においていかなる種類の国であり、卑弥呼が女王国においていかなる地位を占めた国王であつたかを確かめることは、倭人の社会の実体をとらえるための基礎となるべきことがらだと云わざるをえない。そうして管見によれば、従来行なわれたこの二点にかなする研究はまことに多数なものにかかわらず、いずれも妥當であるとは云えない。それらは女王国についても卑弥呼についても、甚だ見当ちがいの觀察をしていると云わざるをえない。そしてその理由は倭人伝に見える行程記事の読み方を誤まつて来たこと

と、女王国及び卑弥呼の法的性格を考えるための史料の採り方を誤まつていることとの、二つの原因に帰着するのである。

倭人伝の行程記事の読み方において、従来行われた共通の欠陥は女王国と「自女王国以北」とよばれている諸国との区別の限界を見誤まつた点に存する。女王国と邪馬台国とは地理的に全く異つた存在であるという事実、及び「自女王国以北」の諸国は戸数道里が略載された諸国でなければならぬという要件、この兩者を念頭において行程記事を読むならば、「自女王国以北」は対馬国から不弥国までの六国があつた地方であつて、邪馬台国と共に投馬国をもその中に含まない。大体において筑前は「自女王国以北」に属し、筑後は女王国に属することによつて、二つの地方の地理的位置が定まつていたのである。邪馬台国は有明湾東北岸の山門郡がその故地であつたから、この国を盟主とする女王国は筑後の全部・肥前と肥後の大部分及び豊後に及んでいたことは疑がなく、九州東海岸に及んだから、女王国の東千余里の四国にも倭人の国があると記されているのである^③。投馬国は日向の妻がその故地であり、女王国の

植民地国家として成立しその歴史は浅かつたようである。このような女王国の政治地理の認識を正すことが、倭人の第三世紀の社会を語るための先決条件であることは云うまでもない。なぜならそれが決まらなないと、倭人伝に見える倭人の社会が具体化しないからである。

次に女王国及び卑弥呼の法的本質をとらえるために根本史料となるべきものは、「その国もと亦男子を以て王となす。住まること七八十年、倭国乱る。相攻伐して年を歴たり。共に一女子を立てて王となす。名づけて卑弥呼と曰う。」という女王卑弥呼の共立にかんする記事である。女王国における国王の共立は、卑弥呼の次の男王にも、更にその次の女王台与にも行われたことで、彼等は盟主邪馬台国王が当然の権利として、自立的に女王国王の地位にいたるものではなかつた。この特色ある事實は女王国の本質を知るために見のがすことができない。ところで国王の共立は第二世紀から第三世紀にかけて、ひとり倭人の女王国においてのみ行なわれたのではない。東夷伝をひらくと、夫余でも高句麗でも馬韓でも行なわれている。ことに馬韓における辰王の共立は、卑弥呼の共立とよほど事情が似ている

のである。更に北方の烏丸や鮮卑でも大人の共立が行われている。だから国王の共立というのは倭人の社会においてのみ民俗であつたのではない。倭人伝を含むところの東夷伝及び東夷伝と巻を同じうする魏志の烏丸鮮卑伝を通じて、首長や君王の共立は当時の諸民族においてむしろ普通に見られる現象であつた。だから卑弥呼の共立の如きもこれらの場合を参考にして論ぜらるべきものであると考えるが、管見では卑弥呼は倭国を構成していた諸国から共同して倭国の王に立てられた者であつて、倭国即ち女王国の国家的本質は連合国家即ち連邦であつた。^③この国が大乱におちいつたこと、及び卑弥呼の後でも男王が国中の不服のため再び内乱を繰返し、そのたびに諸国が相攻伐するという惨状を呈したことは、諸国が国家としての主権の大部分を留保しつつ共同して諸国の上級の国家を作り、その結合が弱かつたがためであるというように考える。

このようなわけで私は女王国の本質を連邦であると見るが、更に「自女王国以北」の諸国は女王国の属領であり、ただ伊都国のみは帯方郡や魏や三韓との交通の關係上、女王国から特に旧来の国王の地位を認められ、外交事務を委

任されていたのであつて、女王国は別に伊都国に一大率をおいて北諸国の檢察の任に当たらしめていたと見るのである。だから女王国を単一の君主国と見ることはできないし、況んや対馬から不弥に至る六箇国を女王国の中に入れて、その地方組織であると見たりすることは到底できない。これらの点では従来の諸説と大に異なるのである。殊に近畿説では邪馬台と大和との音の一致から出発し、考古学的考慮を重視する見地から、女王国を大和中心の単一王国と考えやすく、今日なお依然として有力であるけれども、魏志倭人伝の邪馬台国の位置にかんする記事は、あくまで近畿説の成立を拒むであろう。倭人伝の行程記事について、対馬国から邪馬台国までが一貫連続した叙述であると信ぜられ、そのように遠隔の土地で地名もヤマトなら、たとい原文には南とあつても東の誤で、邪馬台国は大和国に相違なからうという疑を存する余地がまだ残つているとするならば、考古学上近畿の銅鐸や古墳の古さによつて邪馬台国は大和なりと主張しうる余地が残つていただろうが、もし倭人伝の行程記事が正確に一定の書式に従うて書かれたものであり、また伊都国でその書式に変化があることが明白

になり、それによつて原文が示す方角も距離も邪馬台国・投馬国・倭国(女王国)がすべて九州であることを物語つてゐることに於いて、一点疑う余地がなくなる時が来たとしても、なお邪馬台国は近畿の大和であると誰が主張しうるのであろうか。それから邪馬台国研究の史料との関係では、倭人伝は魏志の烏丸鮮卑夷伝の一部なのだから、邪馬台国・女王国の倭人の社会もまた之を蒙古・満洲・朝鮮・九州をつなぐ南北線上において考うべきものであり、大和・瀬戸内海・九州をつらねる東西線上において論ずべきものではないと信ずる。だからこの論文は魏志の烏丸鮮卑夷伝を材料にすることを怠らなかつた。その点が書式の重視と並んで在来の諸説と大いに異なる点である。

女王国の本質がこのように諸小国の連合国家であつたとするならば、女王国の社会的性格は女王国自体よりも、先ず女王国及びその属領を構成した諸小国の社会的本質について検討すべきものであると考えるが、我々がさつそく気のつくことは、これらの小国は大和を中心とする民族国家が西に向つて拡大して九州に及んだとき、相次いで之に服属するに至つたことである。その名を止める顕著な実例と

しては伊都国・奴国・邪馬台国・狗奴国に相当する各地の首長が投降し或は征服されることによつて、伊都・櫛・山門・熊の県を成すに至つた事をあげることができ、そのほかにも倭人伝に見える国名が、大和時代の九州の国や県の名になり變つてゐる事実の明らかなるものがいくつか存在する。殊に伊那国は後の菟狭国であり、呼邑国は後の児湯の県であり、郡支国は洞の海にかよふところがある。このようになつたから女王国及びその属領を構成した諸国が、大和中心の民族国家成立以前の歴史的段階に立つ九州の地方的小国家であつたことは疑う余地のない事実である。そうして民族国家成立以前の国家といへば、国家發生の一般史的段階に照らして考へるとき、我々はまず部族トウブツの国家を想定し、次に部族国家よりも高い次元で成立する種族シュンブツの国家を想定しうるのであるが、大和國家が九州の上に領土を拡大した過程においては、前記の諸小国のみが現われておりそれ以上の大國は存在しなかつた。このことは頗る注意を要する事実である。なぜならばもしかの卑弥呼等の女王國なるものが單一王國として存続したならば、大和の勢力は必ずやその反抗をうけたであらうが、そのようなこと

はなかつた。必らずや之は連合国家にすぎなかつた女王国内の諸国が和合せず、内乱をくりかえして崩壊したためだろうと思う。大和國家の九州進出以前において、九州地方に種族を地盤とする単一國家としての王国は存在せず、諸小國のみが点在していたのにすぎなかつたことは疑がなく、且又それらの諸國を第三世紀の倭人の諸國の後継者の列に属する者であつたと見る他に見方のないことも疑がないといえよう。だとすると、第二世紀及び第三世紀にわたつて、魏志の倭人伝が倭國即ち女王國の構成員であると見ていた諸國、及び女王國の属領であつた「自女王國以北」の諸國は、之を部族國家の列に属した國であると云わざるをえなくなるのである。このほか投馬國・狗奴國・女王國の東千余里の海上にあつたという倭種の諸國も、同様に考える他に途はあるまい。

このように考察することによつて、私は女王國時代の倭人の諸小國は部族國家であつたと断定する。ただ部族國家と云つても發展上の時期がある。前漢に朝貢した百余國と魏に通じた三十國とを同断に論じがたい。後者は共同して同種族の連邦を形成するほど成熟した段階に入つていたの

であるから、その積りで歴史的時期を論ずべきものである。以下に述べるところでも分かるようにこれらの國家を後期部族國家と格づけするのがよさそうである。従つて第二～三世紀の社會を國家形成との關係において云うならば、末期部族社會と云うのがよからうと思うのである。^④

① 拙稿「邪馬台國問題の解決のために」『國史論集』（一九五九）所収。「同補遺」『史料』一九六〇年第二号。「魏志倭人伝行程記事の解説」『日本古代史論叢』（一九五九）所収。その後行程記事が前漢書以来存在し、殊に通典において典型的に示された一定の方式に従うていることを見出だしたから、追て堯襲する。拙考は伊都國を境にして連続的読み方から列挙的読み方へ変える点では榎教授と同じであるが、この読み方をする根拠においては全然同氏と異なつてゐる。

② 邪馬台國の位置にかんする水行十日陸行一月については、水行ならば十日陸行ならば一月と説むべきことが書式上一定してゐた。水行十日の上に陸行一月を要するというような連続的読み方は行程記事の方式上到底許されがたいのである。之については、他日別に本誌で詳述するようにしたい。

③ 拙稿「魏志の倭の女王國の政治地理」『史学雑誌』六二の九（昭和二八）。この中で女王國の領域が下関海峡の兩岸に及び、山口県の地方を支配していただろうと論じた。

④ 拙稿「女王卑弥呼等倭の女王國の共立」『龍谷大学経済学論集』第一号（一九六一）。なお後漢書の匈奴伝や西域伝等に

も共立に関する事例が多い。

⑤ 拙稿「倭の女王国の国家的本質」『大倉山論集』第八輯（昭和三十一年）。なお「倭の女王国と部族国家との関係」と題する論文を近く『法制史研究』第十二号で発表する。

⑥ この方法によつて初めて倭人伝中の社会及び国家関係の、例えば国・国邑・邑落・王・共立・大人・下戸・生口・種人・鬼神・屋室・会同等の重要な用語の正確な意味が分かるであろうし、倭人の社会と国家との比較史的的位置が明らかになるであろう。この論文は全く新にこの方法に依つて書いたものである。

従来殆んどこの方面が顧みられていないのは不可解であると言わねばならぬ。倭人伝の解釈のために古事記・日本書紀・風土記等の記述をむやみに利用するのは危険である。記紀批判のある今日警戒を要する。特に倭人伝は九州の倭人に関する記事だから、大和に関する古記録を引合いに出すのは適當ではない。

⑦ 植村清之助『西洋中世史の研究』頁一五一—一七では、部族を *Volkerschaft*, 種族を *Stamm* の訳語とする。タキッスのゲルマニアに見る者は部族であり、羅馬帝國に侵入したのは、古い部族の離合集散によつてできた種族が有力な統率者の下に成立したものであつた。私は之を魏志の女王国の成立に比すべき段階だと考えるが、倭人では種族の成立が一般にうまく進まなかつた。なお註⑤の『法制史研究』拙稿註一〇参照。

⑧ 末期部族社会に対し、国家成立以前の社会を初期部族社会、国家成立以後連邦形成以前の社会を中期部族社会と見る。ただしこの区分は大和國家との關係上他日修正の必要があらう。

二 倭人の国家形成の歴史的發展段階

魏志倭人伝の初に「倭人は山島に依つて国邑を為す」とあり。国邑は地方的な国又は国部である。倭人の住所は山の多い海島で、そこに多くの国を作つているという意味である。山島も国も複数であることは、すぐその次に「もと百余国、漢の時朝見する者有り。今、使訳通ずる所三十国」とあることによつて明白である。倭人はそれらの地方的小国のことをクニと称んでいたであろう。例えば倭人がツシマノクニと云つたのが、倭人伝には対馬国と表出されているのであろう。滝川政次郎教授はクニの語源は郡の漢音クンの転訛であり、楽浪郡と交通した倭人から始まつたろうとされている。^① 訓の音クンをクニと発音するに至つたことを連想すると、この説は他の諸説よりも可能性が多いと思う。だからクニは最初から各地の君長が支配する領土という政治的意味をおびていたようである。国邑という文字は東夷伝中の韓伝と倭人伝とにのみ見える。なぜそうなのかと云えば、この兩伝にのみ部族国家が見えるからである。夫余と高句麗とは三韓及び倭よりも民族的に統一した

国であつたから、国内にはもはや地方的な部族国家はなかつた。「国邑」は漢代では諸侯の封地をさし、周末では戦国時代の諸国の国都をさしたので分かるように、大国を構成する地方的な国や国都を意味する文字が国邑であつたから、民族的に統一していた夫余や高句麗ではもはや国邑がなかつたのである。その反対に濊・沃沮・把婁の如き部族はあつても、まだそれらが国家を成すに至らなかつた地方では、もちろん国邑という文字を使用することができなかつた。三韓と倭においてのみ国邑の語が見えるのは、全く三韓と倭の各地に多くの部族国家ができていたからであるといふことは留意するべきことである。ところで、韓伝と倭人伝とを対照すると、前者には「邑落」が見えるが、後者にはそれが全く見当たらない。烏丸鮮卑東夷伝の全文を熟視するとき、このことも亦倭人の社会を知る上に、甚だ留意を要することがらである。

韓伝では次の文の中に邑落が見える。「その俗綱紀少し。国邑主帥ありと雖も、邑落雜居して善く相制御すること能わず」。之は馬韓の条に見えるが、辰韓・弁韓でも同様であつただらう。之によると韓の諸小国にはそれぞれ主

帥があつて君主国を成していたが、各国の内部はよく治まつてはいなかつた。それは邑落が雜居して相争うからであつた。だから邑落の雜居がなぜ邑落の交争を誘うたかという理由を知る必要があるが、まずここで邑落というのは一語であつて、邑と落との二種の地区を云うのではない。あだかも国邑が国を意味する一語であつて、国と邑とを意味してはいないと同様である。だからここに邑落雜居とあるのは、邑と落とが雜居していることを意味するのではなく、甲の邑落と乙の邑落との領域が入り乱れていて、紛争を生じ易かつたことを云うのである。部族国家の統治が完成していればよいのだが未だそこに至らず、各邑落がまたよく国の統制をうけていないので、互に対抗しあい互に他方の邑落を侵し易く、共に制御することができずして相争うたのである。部族社会がまだ国家的に結合していない時期に、独立割拠する各邑落がお互に侵犯し易いことは、濊伝に「その邑落相侵犯せば、輒ち相闘し、生口牛馬を責め、之を名づけて責禍と為す」と書かれていることによつて推察しうる。この文の意味はあとで生口について述べる時に詳述するが、これは部族状態の社会を支配する君主が邑落の

治安を維持するために設けた法であつた。邑落間の相互侵犯を取締ることは、部族国家の形成のための重要条件であつたと云つてよい。然るに韓の諸国は既に部族国家を形成していたのかかわらず、国内の邑落はまだわがままで相侵犯し易かつたのである。韓土の諸国の内部が「国邑主帥ありと雖も、邑落雜居して、相制御すること能わず」という状態であつたということは、部族国家は主帥の支配下に成立していたが、まだ国内の統治が完全な平和状態を作るには至つていなかつたことを意味する。だから韓族と同様に部族国家を成すに至つていた倭人の社会において、邑落雜居の記事を見ないのみか、邑落について何も書かれていないということは、魏使が見聞した倭人の諸国が韓のそれらよりも高次の統一を遂げていたことを物語るものだと考へる。これは後に述べる倭の諸国の刑法が嚴重であつて、相臣服するに足りる尊卑の差別が確立しているという倭人伝の記述からも推定しうべきことがらである。

更にさかのぼつて邑落と部族社会との關係を語る史料として、東夷伝から次の事例をあげうる。即ち把婁伝には「大君長無し。邑落各々大人有り」と見え、東沃沮伝には

「大君王無し。世世邑落、各々長帥あり」と見えるように、国家的君主のない所では、邑落ごとに大人や長帥があつたという事実である。把婁も沃沮も未だ地方的な部族国家を成さず、いわんや民族国家などは思いも及ばぬ未開状態であつたが、これらの地方では邑落があだかも国家の如く、それぞれの首長に率いられていたのである。もちろん邑落と云つても大小さまざまであり、数多の邑落を連ねた部族として結合していた場合でも、単に邑落という表現を以てしていたこともあるであらう。邑落がそれぞれ首長を有し、その首長たちが共同して彼等の首長を立てるところに部族が生ずる。この状態を最もよく物語る史料は、魏志の烏丸伝に附けられた斐松之註の魏書に見える次の文である。

烏丸^⑤は東胡なり。(中略)常に勇健にして能く鬪訟を理決し侵犯を相する者を推募して大人と為す。邑落に各々小帥あり。世々繼がざるなり。数百千落おのずから一部を為す。大人召呼する所あれば木に刻んで信と為し、邑落伝行す。文字無くして部衆敢て違犯することなし。

この文は原始的な部族社会の状態を物語る貴重な史料である。この状態が初にあつて、その後次第に部族の国家

的統一へと進むのである。この文に見えるように、烏丸では勇健にして能く刑事民事の裁判を行ないうる者が、部族の大人に推挙せられた。部族は数百千落といわれるほどに多数の部落に住む部衆から成つていたが、それは諸般の情況殊に戦闘のための団結の必要にもつきおのずから成立する団体であつた。それに対して邑落は人々の日常の生活を支える共同社会であつた。一個の独立した地域団体であつて首長を有した。部の大人に対して之を邑落の小帥とよんでいるが、之もまた世襲制ではないとあるから、推募制であつたであろう。部の大人の指令は邑落の小帥に伝えられ、それが部衆の全体に通達される組織になつていたようである。烏丸と鮮卑とは共通の慣行を有したから、鮮卑も之と同様であり、匈奴の如きもほぼ同様に考えてよいであろう。魏書の烏丸伝では部の大人に対し邑落の小帥と書いてあるが、魏志の東夷伝では邑落の大人とか長帥とかと書いてあるので、用語は異なるけれども、邑落の首長であつた点では同一であつた。第二世紀乃至三世紀の東夷の諸民族は、最も未開な把婁や沃沮でも、もはや烏丸・鮮卑と同じような部族社会の時期には達していたのである。だが

このように邑落に大人や長帥のような有力な首長が構えていると、邑落とは云つても独立の国家に似たところがあり、邑落と邑落との間には紛争が起り相戦うことを常としたのに相違ない。そしてそのことが彼等をして部族としての高次の結合に至らしめた原因でもある。邑落が氏族や家族とどういう内部関係にあつたかは烏丸や鮮卑においても東夷伝でも史料を欠き、全く不明であるけれども、それが氏族村落のたぐいであつたことはほぼ疑あるまい。ただ先に掲げた烏丸にかんする魏書では、邑落の小帥も世々相継がざるなりと見える。氏族村落なら首長の地位も世襲でありそうなるのだが、その辺はどうなつていたものか、今想像の限りではない。

このように烏丸・鮮卑の如き遊牧民族においてはもとより、把婁・沃沮の如く土着した民族にあつても、部族としての集団を作りながら、邑落には各々首長があつて、彼が村の平和のためには争訟を裁判し、防衛のためには村民を率いて他の邑落と戦つたのである。邑落と邑落とは常に對立していた。沃沮の南にあつた濊は社会的にやや進んでいたが、彼等を支配した漢や高句麗が彼等の邑落が相侵犯す

るときに制裁を加える制度を設けていたことは既述のとおりである。部族社会が国家的な統制を整えていくに従い、邑落の独立性が抑えられて国家の権力に服従する度合をたかめていくのは当然のことである。部族国家の形成は邑落に対する統制を必須条件にしていた。やがて部族国家が完成するようになると、邑落は地方制度化し邑落間の交争は無くなる。有つたとしても以前とは全く性質のちがつたものにならざるをえない。このような過程を念頭におくと、三韓の諸国では邑落雜居して相制御することができず不穩であつたといふことの意味が、初めて理解されると共に、邑落の不安に関する記事が全く見えない倭人の社会を、少なくとも「自女王国以北」の地方では、韓人の社会よりも、国家的にも文化的にも進んでいると、魏志の筆者が思つていたことは明白であると断定せざるをえない。

東夷の中で最も国家的に発達していたのは夫余と高句麗とであつた。もちろん中国との政治的接觸の歴史が長かつたがためであろうが、魏志に見えるところではもはや民族国家を成していたようである。だがそれは決して程度の高なものではなかつた。高句麗の五族とよばれた涓奴部・絶

奴部・順奴部・灌奴部・桂婁部の五部は、後漢書の章懐太子の註では、西部・北部・東部・南部・内部という地方的な存在となつてゐるから、初め地方的に割拠してゐた五つの部族が統一されて、一箇の民族国家を成すに至つてゐようである^⑤。姉妹民族であつた夫余の国家も之と大差無かつたものと思う。だから民族国家とは云つてもまだ初歩的なもので、国内の邑落は自然状態を去ること遠からず地方的存在ではなかつたから、夫余の邑落について魏志は「邑落に豪民あり。下戸を民として皆奴僕と為す。」と云い、同じことを後漢書は「その邑落皆諸加に主属す」と書いてゐる。邑落の住民が諸加即ち貴族に隸属して奴僕になつてゐたという状態は、大化以前の氏の下の部民を連想せしめる。東夷諸族中最も成長してゐた夫余と高句麗とが作つてゐた王国は、日本のいわゆる大和時代に相当し、民族国家の最初の段階に立つてゐたと云えよう。

以上に述べたところを綜合し、遊牧民族の烏丸・鮮卑を除外し、東夷伝に見える諸民族が到達してゐた国家的発展段階を図表で示すと、ほぼ次のとおりである。

この表で見られるように、倭民族も韓民族も共に多くの

部族国家を作つていて、その中の大多数の国が共同して統一国家を作つていた。この共同国家は種族国家であつたと云える。ただし之は倭でも韓でもまだ連邦であつて単一の王国を成すに至らなかつた。韓は三種族に分れ、馬韓種族が辰王の下に連邦を作つた後、その支配は他の二種族の二十四国中十二国の上にも及んだ。倭人は九州における二十余の部族国家をふくむ最有力の種族が倭国即ち女王国連邦を作つた。「自女王国以北」の諸国はこの連邦の領地にな

高句麗	夫餘	高句麗王	辰王(連邦)	五十四国	長帥	邑落雑居し相制御すること能わず
韓	馬韓		辰王	一 二 国	渠帥	
	弁韓		(別王)	一 二 国	渠帥	
倭(九州)			倭王(連邦)	約三〇国	大人	尊卑差序相臣服するに足る
濊					渠帥	邑落相侵せば生口牛馬を賣む
東沃沮					長帥	
把婁					大人	穴居、最も礼俗なし
		民族国家	種族国家	部族国家	部族社会	邑落及び社会の秩序

つた。併し女王国の南には狗奴国があり、女王国の東方にも倭種の諸国があつたが、それらについては不明である。倭の国家形成における位置は女王国にかんする限りでは、三韓よりも上位にあつたといえる。だがわずかに種族の国家であつて、夫余と高句麗の如き民族国家に進みうる素地を有つていなかった。この最後の二国はほぼ大和時代の本の国家状態であつた。之に比べると倭人の社会はそれ以前の末期部族社会であり、部族国家が共同して種族国家を

形成した段階にあつたのである。

次に進んで倭人の社会について論ずるならば、弥生式時代の中期から末期にかけて鉄製器具の使用が社会の様相を変化せしめていたようである。鉄製の農具の使用によつて農地の開拓と農作物の収穫とが躍進的發展を行のうて、農地に対する需要を生ずるようになると同時に、鉄製の武器が戦力を強化するようになると、部族国家間の闘争が激化し来るのは当然の成行であつた。従つて社会の物質的生産力の發展は国家の権力的支配を強化したが、後者は更に国内において国家権力の行使のために必要な新体制を建設する方向に向かわしめるのであつた。なぜなら部族として固有な血縁的体制のままでは、支配の体制が血縁關係の固定するが如くに固定し、国家は經濟的進歩に伴うて活潑に行動することができないからである。国家の發展のために血族体制は次第に邪魔物になるのであつた。国家的には血縁的であるよりも地縁的に、地区の状況に應じた支配体制を新に立てる必要があつたのである。

第一―二世紀の九州倭人の社会では經濟的生産力が強度の發展をとげつつあつた。考古学者は弥生時代の中期から

後期にかけて、鉄製農具が土地の開拓や稲穂の刈取に用いられたこと、及びカンナ・チョウノ・オノなどが作られて建築用の工具に使われたことを、北九州から出土した遺物によつて証明している。辰韓に鉄を産出し倭人が之を取る④と韓伝に見えるのは、このような必要にもとづいたのであらう。倭人伝には倭人が麻や桑を栽培し、養蚕を行い、糸をつむぎ、麻布や絹布の幾種類かを作つていたことが書かれてゐる。だから手工業がそれなりに見るべきものになつており、市場ではその売買が物々交換の方法によつて行なわれていたのである。これほどまでに經濟が發展して、国家としては諸国が連合して連邦を建てるとか、或は互に相攻伐し年を歴ても争うとか、というようになつていたからには、国内においても地方的支配体制を自然に任せてはいなかつたであらうと推測するのである。倭人伝が国邑をあげるに止めて邑落に及ばず、「邑落雜居して善く相制御すること能はず」という韓土におけるが如き記載をしていないのは、少なくとも帯方の郡使の見聞に入つた倭人の「自女王国以北」の諸国の内部が、韓土以上に統一して平和であつたことを告げるものであらう。

邑落の状況に關することが全然見えないのではない。それは大人に關する叙述の中に見られる。大人という称号は三回見える。その一は会合の場における大人であり、その二は下戸と應對する大人であり、その三は大人の富力の優越を示す大人である。三者いずれも大人と下戸とを対照的にあげているが、大人は魏志の用語では部族社会における支配者であり下戸は被支配者であるという、支配被支配の關係が彼等の間に存在した。だが同時に大人は富み下戸は貧しいという階級的差違が混在した。

第一に会合の場における大人というのは、「その会同・坐起には父子男女別無し。人性酒を嗜む。大人の敬する所を見れば、ただ手を搏ち以て跪拜に当つ」とあるのがそれで、この文は三つの別々の文から成つているかの如くでもあるが、文中の大人の所作は会合の場における行為だと思われるので三者一体をなす文だと考える。祭式とか祝宴とか協議とか、目的は種々あろうが、集会の場には大人と下戸とが出席する。会場における坐起には父子男女の別なく乱雑である。倭人は酒がすぎなので酒が出ることが多い。集会には鬼神に礼拝を捧げるようなことが行われるが、そ

の場合には大人が先ず敬礼を行なうと、下戸達は跪拜の代りに直立したままで一斉に拍手して之にならう、というような意味であろう。大人による指導の実例である。

第二に下戸と應對する大人というのは、「下戸が大人と道路に相逢えば、逡巡して草に入り、辭を伝え事を説くには、或は蹲まり或は跪づき、両手は地に抛り、之が恭敬を為す。対応の声を噫と曰う、比するに然諾の如し。」とあつて、文意は説くまでもないが、大人と下戸との身分の開きが大きかつたことが画くが如くに書かれている。

第三に大人の富力の優越にかんするものは、「その俗、国の大人は皆四―五婦、下戸も二―三婦」とあるものこれである。いうまでもなく、倭人の社会に一夫多妻の習俗があつたことの史料としてよく引用されるが、この文については三つ留意すべき点がある。その一は大人は支配者即ち首長であつて富民という意味ではないこと、その二は国の大人とあるから邑落の大人を含まず、各国の君主の類に限つていること、その三は国の大人には皆の字が使われているが、下戸は或となつているから、皆ではないのみならず、少数の富有な下戸を指すものと解釈すべきこと。この三者

ともこのように解釈するのが正しいならば、倭人の社会には女が多いという後漢書の文は不適當であるのみならず、一夫多妻の習俗についてもよほど割引して論ずる必要がある。之についてはなお後に詳述する。

右の三例に見える大人の二三番目の国の大人は前記の如く各国の大人で、君主或は之に準ずる者だと考える。⑦という字がある上に皆という字が更に限定を強めているからである。二番目の路上で応対する大人と最初の会同の席における大人とは国の大人たることを要しない。だから之は邑落の大人であつてもよい。ことに最初の会同の席における大人に至つては、邑落の大人が最もふざわしいと云えよう。馬韓伝によると、韓人は五月の種まきがすんだ時と十月の収穫の後とに村民が集まり、鬼神を祭つて歌舞飲酒し、昼夜休まずとあるが、之に類する村民の会同には邑落の大人が鬼神の祭祀を主宰したであろう。倭人伝に見える会同の光景はそれを連想せしめる。彼等はもちろん国の大人たる君主によく服従した村落の首長であつた。彼等は氏族村落の長であり族長であつたことであろうが、そうでなかつたことであろう。彼等は邑落においては最も富有な者であ

つたに相違なからう。先にあげた「国の大人は皆四―五婦下戸も或は二―三婦」という場合の、国の大人が各国の君主であるならば、二婦三婦を有したという下戸はおそらく邑落の大人の連中を指したのだからと思う。なぜなら君主との関係では邑落の大人もまた下戸に他ならなかつたからである。

邑落に関連して市の問題がある。「国国に市有り、有無を交易し、大倭をして之を監せしむ。」とあるのは、主として郡使が見聞した自女王国以北の諸国のことだろうし、大倭は女王国が市に設けた官に相違あるまい。だが女王国内の諸国でも之と大差があつたとは思えぬ。倭人伝所載の如く手工業の日常品も相当製作されていたのだから、交易が進んでいて、市場もできていたのに相違ない。対馬・壱岐の住民が海上を南北に市糴したとあるから、海上の商路も開け始めていたのである。ただ陸海共に販路が狭少なので都会らしいものは生じていなかったのではなからうか。

① 神道文化会、『高千穂・阿蘇』（昭和三六）、一九頁。『大言海』くにの条。

② 雑居なる文字は弁韓伝に、「弁辰与辰韓雜居」と見える。国名の列挙を見ると両韓の国名は混記せられ、弁韓の分には特に

国名の上に弁辰の二字を冠している。土地的に入り雑つていたのである。邑落雜居とは事情の違つた邑落がこのように雜居していたことを云うのである。

③ 烏丸と烏桓とは同一である。史記・前漢書本紀・後漢書は烏桓とし、前漢書地理志・魏書・三國志は烏丸に作つてゐる。

④ 烏丸・鮮卑の大人は数千落或は数百落の騎馬隊や部衆をひきいて行動した。だが鮮卑の檀石槐が漠北を統一した時には、之を東・中・西の三部とし、各部を二十邑以下の邑から成るものとした。この時には落は邑の下についたにちがいない。邑と落とを区別するとかくの如き区別がありうるが、邑落というときには単に村落を意味する。

⑤ 今西龍「高句麗五族五部考」『史林』六卷一〇号（大正三）に、今西博士は那珂白鳥阿博士が唐の章懷太子の註に、後漢書の五族を以て後の五部に当るとなせるを是認しているのを不可とし、太子の註は誤謬なるべし、五族は部族にして五部は王都の行政区劃及び貴人の部別（組別）なりと推考されている。私は五族は五部族であり、五部は国内が国部を中心として五つの地方に分かれていたのであり、五つの地方は元の五部族の地方ではなからうかと思ふ。

⑥ 『國説日本庶民生活史』（昭和三十六）、一、頁二五、三〇、四〇、四四。

⑦ 国の大人の範圍については本論文の二八、三四頁

三 部族・氏族・家族の血縁的構成

第三世紀の倭人の単位国家が後期部族国家であり、かよ

うな国家を形成した基礎社会としての倭人の社会が末期部族社会であつたことは上記のとおりである。ところで一般に部族なるものは多くの氏族を包んでその上に立つ集團であり、血縁的に祖先を同じうするか、或は之に近い同族關係であるか、又はそのような同族意識を有する者共の集團であるとされているが、倭人の場合でも同断に考えるのがよからうかと思ふ。前漢書地理志に見える倭人の百余国がどのような社会の国であつたかは不明であるが、国家といえるならば純粹の部族国家であり、部族として有する血縁的意識はさぞ強かつただろうと思ふ。然るに魏の時代に倭人の魏に通ずる者は三十国であつた。今もし漢代の倭人の百余国もまた魏の時代の倭人の三十国と同一地方から魏に交通していたと推定するならば、兩時代の間の約三百年間に部族国家の数は三分の一に減少したことになる。ということとは一方では諸国の中に滅亡した者があり、他方では合併して拡大した国を生じたことを意味するのであつて、もちろん三分の一という数字をすぐ取るわけにはいかないが、この期間内に部族国家の数の減少と残存した部族国家の拡

大化という現象がくりかえされたと見ても不可はないであろう。それが諸国をして倭人伝の表現を使用すると「相攻伐する」状態を作らしめたであろうし、各国をして国力の強化をはかるに至らしめたであろうことは想像に余りがある。そうして部族国家間の攻伐による領土の拡大と縮少とが進んだとすると、之に伴うて部族国家の血縁関係は薄れると共に、国家はそれに反比例して地縁団体としての性格を加えた者に、変化せざるをえなかつたと云わざるをえない。だから第二―三世紀における倭人の国家は部族国家であつたとしても、部族の重要な要素である血縁関係のよほどどうすい部族国家であつた。部族社会と云つても末期的なものであつただろう。末期部族社会とよぶゆえんである。

部族としての結合は血縁のみではない。諸氏族を團結せしめて部族集団を成立せしめるものは一箇の指導者であつた。部族が国家を作るようになると君主を生じ、君主の地位が安定すると世襲制の慣習を生じたことであろう。部族をして部族たらしめた他の要素は精神的なものであつて、それは部族に所属する諸氏族の共同の祭祀であつたと云わざるをえない。この祭祀は東夷伝の諸民族では天神や鬼神

を祭るとされている。倭人においては殊に鬼神を祭る信仰が厚かつた。部族の指導者とか、部族国家の君主とかという地位にあつた者は、このような祭祀を主宰する地位に立つていたのである。彼等がそのような地位に立つていたということが、彼等をしてよく指導者たり君主たるの任を果たすことを可能ならしめたのであつて、之によつて行政的・司法的・軍事的な彼の決定が、宗教的權威をおびて強固なものになつていたのであろう。もはや地縁的結合としての性格を多分におびるようになっていた倭人の社会でも、このような部族的起源を有する精神的伝統が依然として強かつたのである。

倭人伝にもとづいて確実に云えることは、上記のようにもはや血縁関係はうすいが、君主は世襲制において安定し、その権力は宗教的な權威をおびていたような部族国家が、多数相共同して一個の連邦を形成するに至つていたこと、及びその結合は鬼神を祭る宗教的精神によつて固められていたという事実である。このことは部族よりも一層高次な血縁的地縁的集団である種族シユクが成立していたことを意味す^①。その成立は第一世紀の終か第二世紀の初であり、倭の

諸国王が百六十人の生口を漢朝に貢獻して、朝見を願ひ出したのは倭国成立の結果であらう。そうして卑弥呼の共立による倭国の平和の回復は倭国の再建であつて、再建後の倭国が女王国とよばれたものである。だから倭国時代を百年以上も継続していた第三世紀の倭人の諸小国では、もはや部族国家は固定して發展性を失うようになっていたであらう。だから前記の如く部族としての血縁性はよほど弱化し、部族としての活動力は鈍化していたと思われるのである。併しこの時代になつても種族シユムによる統一国家の建設は諸小国の連合によつて行われたのであつて、特定国家例えば諸国中最大の邪馬台国による諸国の征服の如き方法による単一王国の建設によつてそれが成就されなかつたということ、最も留意を要する点である。倭人の社会においては部族国家が崩壊せずして連邦を作り、連邦が解体しても部族国家は存続したのであつて、その主要な原因は種族国家の成立以前に、或は相互の攻伐により或は異民族との闘争によつて、部族国家の瓦解を見なかつたのによるところが多い。また水田の耕作による農業が農村と国家とを安定せしめていたことも、その理由を作るかも知れない。

部族社会が衰えたとはいへ国家の基礎を作つていた倭人の社会では、氏族制度が有力な血縁団体として存在した。また大家族制度もその下に立つて強く生活共同体を固めていたのである。倭人伝には「その法を犯すこと、軽き者はその妻子を没し、重き者はその門戸及び宗族を滅ぼす。」という倭人の国の刑法が見えるが、この中の宗族は父の一族即ち父の兄弟とその一族であり、門戸は家であり、妻子は家の中において犯人に最も近い親族であつた。宗族は広く氏族を意味して使用されたこともあるが、ここでは前の門戸との関係上父の一族と解するのがよからう。だから門戸は家門を有する家のことで、ここでは世帯の家であると云つてよいのに対し、宗族を大家族に擬することができよう。国法を犯すこと重き者は同世帯の全家族はもとより、父の兄弟の一族さへも滅ぼすことを以て法としたということとは、いかに刑法が重かつたかを物語るはもとより、いかに国家権力が強かつたかを物語つている。云いかえるといかに部族国家の君主が強権を有するに至つていたかを反映している。なぜなら部族の形成は諸氏族が結合して共通の首長或は指導者を立てて之に服従したことに始まるだらう

から、そのような階段においては各氏族が共同的であると同時に、首長もまた氏族制度を尊重したのであつて、氏族の構成に大打撃を生ぜしめるような重罪を犯す者を生じなかつたであろうし、もし重罪犯人が出たとしても、部族の首長は彼を推戴している氏族に対して大打撃を与えるというような強い権力をもつことはできなかつたと見ざるをえないからである。それが今はそうではなく部族国家の脅威であるような重罪を犯す者も出るし、君主はその犯人を出した大家族を滅ぼすことすらありうるようなことになつた。例によつて誇張されてはいはしなやかと疑うが、この倭人伝の記事のようだとするならば、第三世紀の倭人の部族国家の基礎社会である部族なるものは、もはや本来の血縁共同体としての性質を大に失い、君主の強い権力によつて統制された国家の状態であつたと云えよう。之も倭人の社会を末期部族社会と断定すべき一理由をなすのである。

倭人伝において氏族にかんする史料を探るならば、卑弥呼の宗女・台与が年齒僅かに十三歳で女王国の国王に立てられたという例がある。之は卑弥呼の次の男王が国中の反対にあり、内乱まで発生したので、之を治めるために立てら

れて効を奏したのであつた。宗女とは王女であるが、卑弥呼と同じ王室の女子という意味であろう。独身で一生をすごした彼女の子というように解することはできぬ。彼女の兄弟の子であつただろう。おそらく之はウェーバーのいわゆる氏族カリスマの適例であろうが、女王国連邦の盟主であつた邪馬台国において、国王を出だす氏族が一定していたことと関係があるであろう。即ち卑弥呼も次の男王も台与も同一王族の出身だつたのだらうと思ふのである。ただ卑弥呼の共立の時から王を出す氏族が、その前の男王時代とは變つたであらうと考えられる。なお国王の位については女子と雖も、その氏族の族長の地位についてはなからうかとも、或は国王は氏族の外に立つ慣習があつたのではなからうかとも思ふのであるが、疑を留める。氏族に關係があると思える他の史料は、邪馬台国の四つの官名、伊支馬・弥馬升・弥馬獲支・奴佳韞は、この国の高官を占めていた者の氏族名だらうということである。これは従来異論のないところであり、内藤博士が大和朝廷の諸官にあつて、奴佳韞を中臣氏に当て、その他の三官も格好の氏名を求めて、大和説をこれらの官名の方面から主張されたの

は甚だ有名であるけれども、倭人伝の解説上大和説は成立の余地がないから、氏名についてもまた九州における別の方面から考えることを要する。それはそれとして各国の諸官につくことのできる氏族の血筋は一定していただろうと思うのである。

血縁的な法秩序が倭人の法俗であつただらうということ、前述の刑法のきびしい縁坐制によつても想定されうることがらである。宗族・門戸・妻子の三段の血族がもし単に血縁だけの関係たるに止まるならば、犯罪の軽重に従うて縁坐が彼等に拡大するような刑法を生ずる理由はないであらう。この三段の順序で血縁共同体が重なりあい、三者の間に緊密な支配的關係があつたればこそ、個人の犯罪の応報たる刑罰が、犯罪の軽重に従がい、彼の妻子に及び、妻子に止まらずして一世帯の全家族に及び、更にこの家族に止まらずして父とその兄弟を含む一族に及ぶという、縁坐の範圍の拡大化を見たのであらう。だから氏族・大家族・世帯家族という三段の血族共同体の重なり合いがあつたことは、この刑法の前提となつている社会の血縁的構成であり、支配関係においてはこれら三段の族長の族長権の

重なり合いであつたといわねばなるまい。この中で氏族の族長の権はなお強固であり、多分に政治性をおびていたのではなからうか。氏族に属する大家族の族長即ち家父長は彼の統制に服していたことであらう。氏族共同の祭祀の執行及び氏族内の大家族間の紛争の解決、その他氏族にかんする問題についての処理について、彼は族長権を有したであらうが、今ここに余り立ち入つた想像をめぐらすことは公式主義におちいるから祭物である。

家について倭人伝は大家族を意味するところの宗族をあげていること上述の如くであるほかに、門戸に相当すると思われる諸国の戸数をあげているから、それらを頼りにして何程かを語りうるであらう。戸数を示された諸国の中で最大なるは邪馬台国七万余戸、次は投馬国五万余戸であるが共に推定数である。少ないのは対馬が千余戸とあり、伊都も千余戸とあるが之は魏略逸文の一万余戸が正しいであらう。然るに戸数で示さず、一支の三千余家・不弥の千余家の如く家数で示したのであるから、戸と家とは同じであるかどうかが問題である。之については同断の表現例が魏志の韓伝にも存する。即ち馬韓の五十余国について「大国

は万余家、小国は数千家、総じて十余万户」とあり、弁・辰二韓の二十四国について「大国は四五千家、小国は六七百家、総じて四五万户」とあるが、国の数に対する戸と家の数の比例を考えると、戸と家との間に実質的な区別があつたわけではない。戸が法定の用語であつたのに対し、家は戸の実体を云つたのに他ならぬ。ここにはもちろん倭人の諸国の戸数に関する記載の実際上の正確度を論じたりはしないが、魏志の撰者は各戸即ち各家の人数についてどのような心持で戸数を書いたのだろうか。試みに漢書地理志にあげられた各郡の戸数と人数との割合を見ると、最も開けた河南郡で約三人・西端の敦煌郡でも約三人・朝鮮の楽浪郡では約六人・玄菟郡では約五人という数ができる。倭に近い北朝鮮では大体五―六人程度である。小家族の一世帯の家であらう。之がどういう計算法に依つてゐるのかはまだ調べていないが、魏志が倭人の戸数を書いた時、之と全く違つた標準に依つてゐたかどうか疑問である。

家屋については「屋室あり。父母兄弟、臥息処を異にす。」とあるのが、帯方の郡使の目撃した民家の実態だとすると、部族時代の庶民生活の貴重な史料である。屋室は

屋舎・屋宅・屋宇と同じで家屋である。今日弥生式時代中期後期の住居跡が北九州でも発掘されているから、それを参考することを要する。馬韓人の家については「居る処草屋を作る。土室の形象の如し、その戸は上にあり。家をあげて共にその中にあり。長幼男女別なし。」とあるから、彼等は全家族が同一の草屋で同居してゐたのである。倭人は「父母兄弟、臥息処を異にす」とあるが、之は倭人も亦全家族同居であつたので、その点では韓人と同じであつたのだが、屋内における日常の生活では、父母兄弟が臥息の場所を異にしてゐたのである。韓人の家では「長幼男女別なし」とあるから、屋内における臥息の仕方は誰がどこで寝たり息んだりするという場所のきまりはなく、長幼男女の区別なく、各自好むところにごろごろしてゐるのに対し、倭人の方は父・母・兄・弟の別をわきまえ、臥息の場所を異にしてゐるといふのである。このように韓人及び倭人の家については、礼俗本位の観察を記すに止まるが、この記事から受ける印象としては、倭人の家族は一夫一妻の婚姻関係を本にして成立し、最年長の男子の家長の下に全家族が一箇の生活共同体を成し、長幼尊卑の別をわきまえた秩

序ある生活を営んでいたのである。ただ不可解なのは、韓人の家だつて右の住家の人数は前漢書の北朝鮮の一家の戸口五十六人ではすむまいと思うから、魏志が倭人の一戸の人数を何程と見ていたかということである。

倭人伝に見える第二―三世紀の倭人の社会は、既に弥生式時代の末期に属していたようである。この時期において我々の祖先がいかなる家屋に住み、それらの家がいかなる集落を作つていたかについては、既に数多き住居址の発掘調査の結果、よほど明らかになつてゐる。家屋は堅穴の上に作られた掘立小屋であつて、堅穴の面積は二五平方メートル乃至三〇平方メートルであり、八人乃至一〇人程度の家族が同居しうる家屋であつた。^⑤之が普通で、之よりも多少大きな家も小さい家もあつた。帯方の郡使が見たのもこのような家屋であつたはずである。ところで八人乃至一〇人程度の家族ならば、後の奈良時代の正倉院文書に見える戸籍の房戸に相当する家であつたであらう。正倉院の戸籍に見える房戸は平均十人ほどの近親を含んでいた。倭人伝の居室の家族もそれに似た構成員が生産と消費の世帯を共同にしたのであつて、水田を耕作したり山海に狩獵したり

するにも、家族の何人かづつが共同したのであらう。この家族の長は最年長の父であつて、家族内の秩序は彼の家長権の下に維持されていたのであらう。

福岡市の比恵の住居址の遺跡は、倭人伝に奴国とよばれ早くも後漢の光武帝に朝貢したほどの歴史ある土地にひろがつていた大集団（国邑）の一部分を成していたものと推定されるので、特別の注意をよぶ者であるが、之を实地調査された九州大学の鏡山猛教授の発表によれば、^⑥その年代は弥生式中期と判定されるが、環溝を有する堅穴の住居群の址が四つ相接近した場所にあつて、その中で最もよく調査の結果が報告されている第一号環溝住居址では「五十六棟或はそれ以下の住居が、井戸・倉庫・炊事場其他の構築物を持つて、共同生活をしていたことがうかがわれる。」ということであり、また各環溝住居群は数十人の構成人員から成る住居集団と考えるのが適當だろうとされている。住居の堅穴は一般の住居址として認められている構造と差異はないということだから、棟を異にする各家屋には八人乃至一〇人の家族が住んでいて、それが五十六棟あるので数十人の者が一つの環溝住居群の住民になつていたと云う

のであると解せられるが、このように多数の者が共同生活をしていたとすれば、それはどのような点において経済的に共同であつたであろうか。八人乃至一〇人の家は既に一個の固い世帯共同体を成したのであるから、そのような家が数個集まつて高次の共同体を成してたとすれば、それは大家族的存在であり、強力な家父長権の下に立つ共同体であつたであろう。この点についても我々は正倉院文書に影を止めている郷戸を連想する。それらは普通には二三十人、多いのは百人にも及ぶ大家族であつた。だから奈良時代にはもはや形骸にすぎなかつた郷戸が倭人伝時代にはまだ健在だつたようである。^⑤先にかかげた倭人の国の刑法即ち「その法を犯すや、軽き者はその妻子を没し、重き者はその門戸及び宗族を滅す」という法俗の存在を、この場合にあてはめることができるるとすれば、八人乃至一〇人の家族から成る家は門戸に相当し、四棟五棟ほどの大家族群は宗族に相当する程度の血縁共同体であつたと云えるのではないだろうか。だからこのような環溝住居群が四つも近接して一群を成していたとすると、氏族村落を成していたのではないだろうかと云いたくなるのである。

だから魏志の倭人伝を本にして倭人の血縁社会を考えると、部族(國)―氏族―宗族―家族という血縁共同体の層があつたことになる。それらはいずれも族長によつて統制されていた。家はいうまでもなく男系の家であり、男子が家長であつた。卑弥呼が女王として輝やかしい業績をあげ台与が十三歳で女王になつたりしているので、母権制や母系制の家が連想されやすいが、それは倭人伝の原文にも合わないし倭人の部族社会の歴史段階にもそぐはない。婚姻制度は家族制の段階を論ずる上に重視されることだが、族外婚であつたかどうかという大事なことすら全く不明である。^⑥多妻の慣行の解釈は第四節にゆずろう。

① ゲルマン民族における種族(シユタム)については、第一節註⑦。

② 諸橋『大漢和辞典』によれば、宗族は爾雅積親によれば父の一族。だが後漢書天文志上に「述妻の宗族万余人以上を滅ぼす」とある場合には氏族或は同姓の一族を指した。用法は一定せぬ。

③ 『図説日本庶民生活史』(昭和三六)、一、頁五六、六五―六六。

④ 鏡山猛『北九州の遺跡』(昭和三一)、頁五九―六四。

⑤ 斎藤忠『日本全史』第一巻原始(一九五八)、頁二〇には、登呂の住居址のあり方について大家族の存在を想像されている。

⑥ 東夷伝中族外婚の記事は、濊伝に「同姓婚せず」と見えるもののみである。

四 常人・奴婢及び生口の身分的構成

倭人伝は先に掲げた「その法を犯すや、軽き者はその妻子を没し、重き者はその門戸及び宗族を滅す」という刑法を述べ、之に続けて「尊卑各々差序有り。相臣服するに足る。」と説いている。これは尊卑という上下の身分の差別がよく定まつていて、下の者は上に服従し、社会に秩序があることをいうのである。親族縁坐の刑法の直後に見えるので、一見親族間における尊卑の序列が定まつていることを指すかの如くであるが、親族間に身分の差序のあるのは当然のことであつて、それをここで特に云う必要はない。もちろん血縁にもとづく身分制は基本的ではあるが、ここで「相臣服するに足る」と説いているのは、それよりも広い意味を含むのである。倭人の社会では身分制があらゆる方面にできていて、尊い者と卑い者との間の差別が確立していることが、社会の秩序と平和の根底を成しているといわれているのである。このことは東夷の法俗を記述すること

を目的にした東夷伝としては、倭人の社会をよほど美化して記述したものと云わねばなるまい。なぜなら中国の礼の文化においては身分の秩序を立てることと之を守ることが、礼の主要な形式になつていたからである。倭人の社会は未開な種人の社会ではあるが、それはそれなりに礼をおびた法俗が行なわれている社会だと見られている。その点でも倭人は他の東夷の諸族よりも優れているとされているのである。

そこで倭人伝を通じて精査し、いかなる種類の身分制が存在していたかを吟味すると、まず常人間に存在した身分関係と常人と常人でない者との間に存在した身分関係との二種をあげることができる。先ず常人間に存在した身分制に属するものとしては、第一に、血統に基づく身分があり、族長と一族との関係は相臣服するに足るといふ秩序の最も顯著なものであつた。第二に、国家的支配に基づく身分があり、大人と下戸との関係は前述する如く相臣服するに足る関係の殊に特色あるものであり、経済上の優劣に結合したものであつた。第三に、文身に表現される身分の等級なるものがあつた。このことは倭人の社会の異例であつて、

それ自体は臣服と直接の關係がないけれども、倭人の社会が身分制のつよい社会であつたことを、最も端的に表現した慣行として注目をひくものである。次に常人と常人でない者との間の身分關係は奴隸的身分制であつて、次の二種がある。即ちその一は、奴婢の制度である。之は完全な奴隸であつて最も賤しい身分の者である。その二は、生口とよばれた特別の身分の者である。之は奴婢に似て奴婢にあらざる一種の奴隸的存在であつた。次に分説する。

一 血統に基づく尊卑の差序 之には同一氏族内における尊卑と氏族を異にする者の間の尊卑とを分けることができる。前者については既述のとおりである。氏族の族長は配下の氏族に対し、大家族の族長たる家父長はその家族に対し高い支配権を有したのに相違ない。之に対し後者の氏族間の關係においてはそのような尊卑の差序はない。氏族と他氏族との間に身分の優劣を生ずるのは、国家的統制が成立する以上まぬがれないことであつた。そしてこの種の優劣は二つの理由から生じた。一つは君主との親族關係にもとづくものであり、他は氏の職業即ち主として国務において主掌する任務にもとづくものである。前者については

特に云うを要しない。後者については倭人の政治は鬼神の祭祀をおもひつけた点で殊に特色があつたから、祭祀にたずさわる氏族が禁忌を尚とぶその職務の性質上一定し易かつたと共に、社会的地位も高かつたであろう。これを初として氏族による職業の世襲制が、人々をして職業的身分制に服従せしめる慣習を作りつつあつたと考えてよからう。

二 国家的支配に基づく身分の秩序及び之と經濟上の優劣關係との結合 既に述べたように国及び邑落の大人の支配は頗る權威を伴うたものであつて、殊に国の大人に対しては下戸は之に恐れおののいていた。その支配關係は権力者と服従者との間の身分的な意識を含んだものであつた。封建的な領主権が存在したのではないけれども、それに移行する可能性をおびたものであつたと云えよう。邑落の大人はその地方の有力な氏からいで、豪族と称することのできる者であつたであろう。倭人伝は土地制度について一切触れていないので困るが、氏族村落における土地の共有か総有かが行われていたかは甚だ疑わしい。たといそれが曾てあつても崩れていく傾向が強かつたのではなからうか。夫余では「邑落に豪民有り。下戸は皆奴僕と為る。」、高句

麗では「国中の大家は佃作せずして坐食する者万余口、下戸は遠く米糧魚塩を担うて之に供給す。」と書かれている。

夫余や高句麗は既に民族国家を成しており、倭とは歴史の段階を異にしているから、もちろん彼を以て之を語ることを許されない。その上に右の二文の示すところは豪民や大家であつて邑落の大人ではないけれども、倭人の社会では国家権力が地方を支配するとき、最も利用したのはその地方における在来の支配力であつて、それらが邑落の大人であつたに相違なからうから、それらが国家権力に結びつけば益々経済力を増大しただらうと思う。そうしてその結果は他日民族国家体制の下に、末期の部族国家が一掃せられ、国造や県主を設けて地方組織の編成替が行なわれ、進んで氏族制度の整理までも断行されるようになる、夫余や高句麗の場合のように、貴族は邑落の下戸を変じて隸従の民たらしめることにより、大和時代の部民制を生ぜしめるようなことになつたのではなからうかと思う。^①

三 文身、に現われた身分の差序、倭人伝に「今倭の水人、好んで沈没して魚蛤を捕え、文身し以て大魚・水禽を厭う。後稍々以て飾と為す。諸国の文身各々異なり、或は左にし

或は右にし、或は大に或は小に、尊卑差あり。」とあるのは、文身を以て身分の尊卑を表示する方法が、少なくとも九州の対馬・杵岐・末盧・伊都の地方の海岸で行なわれていたことを語る。その節の初には「男子は大小と無く、皆黥面文身す」とあつて、広く一般に倭人の男子の習俗であつたかの如くでもある。中国では刑罰にしか行なわなかつた黥面が、倭人では好んで行なわれる風俗であるのを知つて魏の役人や学者はさぞ驚いたであらう。魏略又は魏志の筆者が漢書地理志の粵地の条に、夏の王少康の庶子が会稽に封ぜられた時、断髮文身して蛟龍の害を避けたという記述のあるのを連想して、倭人の文身を之に結びつけたのもむりはない。倭人は入墨を利用して身分の尊卑を表出する記号たらしめていた。国によつて異なつたとあるから、例えば女王国又は女王国より以北地方の共通の文身法といつたやうなものがあつたわけではない。入墨は皮膚を傷つけて記入されるから、偽むることができず、容易に変更しがたい。一見してその身分を知ることが出来る。だからそれは固定した身分を表示するに適している。ということは倭人の社会では、広く下戸の社会においても身分の秩序が定まつて

いたことを物語るであろう。「尊卑各々差序有り、相臣服するに足る。」と云うのは、このように身分制が到る処に定まつていたから云えたことであろう。

以上は常人間における身分制であるが、倭人の社会には常人でない身分の者が二種あつた。奴婢と生口である。

一 奴婢。女王卑弥呼について「婢千人を以て自ら侍せしむ」とあり。又「卑弥呼すでに死す。大に冢を作る。徑百余歩。葬に徇ずる者奴婢百余人。」これらの数字は例によつて信用しがたく、之によつて多くのことを立論することはできないけれども、卑弥呼従つて邪馬台国の如き大國の君主が多数の奴婢を有したことは疑を容れない。然るに既述の如く諸國の刑法は「その法を犯すこと輕き者はその妻子を没す」とあつて、縁坐としての身体の没収を定めていた。輕罪について犯人の妻子を没収するほどだから、犯人自身がその身を没収される場合も少なくはなかつたであろう。身体の没収は即ち彼等を國家の奴婢たらしめる結果を伴うた筈である。律令における公奴婢に相当し公有の奴婢である。倭人の國では君主や政府が公奴婢を有して之を使用していたことは疑がない。だから諸國の君主が奴婢を

所有したのであり、卑弥呼の侍婢千人とか徇葬の奴婢百人とかという数字その者はたとい信用をおけないにしても、邪馬台國をはじめ諸國の君主が相当多くの奴婢の所有者であつたことは疑をいれないところだと考える。奴婢發生の原因としては刑法上の没身以外に徴すべき史料がない。なぜ輕罪にも妻子の没収を行なうようなことをしたのであるかが問題であつて、その原因は奴婢をえるための便法として利用されたのだろうと考える。

奴婢發生の原因として考えうべきはものは、この他に戰爭の捕虜と債務奴婢とがあるが、前者は次に述べる生口である。生口もまた奴婢であつたが奴婢と區別されている。外國人であつても、元來奴婢であつた者は生口とはならず、奴婢になつたようである。債務奴婢が存在したかは甚だ疑問である。なぜなら貧乏人の發生はこの未開の時代にも少なくはなかつただろうが、家族關係が大家族に及び氏族としての結合も強固であつたのだから——そのことは既考の如くひどい縁坐刑の存在が実証している——それらの間の共同經濟により個人の貧乏を防止し、奴婢になるような目にはあわせなかつただろうと思う。然るに實際においては、

公私の雑役や広い農地の開發をはじめ各種の用途のため奴隷を要求すること最も大なりし者は、各国の君主たちであつたであろう。之が刑法上における身体没収の刑をおもからしめた理由だろうと思う。即ち之によつて機会あるごとに公奴婢を作つて、君主の使用しうる労働力を強化したのであろう。国家の君主がかくの如くであつたから、国家権力を分担する政府の官人や邑落の大人も公奴婢をえる機会を捉えただろうと思うのである。奴婢の子も亦奴婢であり、

公奴婢は増加したわけである。解放のことはわからぬ。奴婢の殉葬は東夷伝では夫余伝に貴族の死にかんし、「諸加は（中略）その死するや、夏月も皆水を用う。人を殺して殉葬す。多きは百を教う。厚葬す。棺有つて槨なし。」と伝えてゐる。殉葬の目的は主人の死後も、その霊である鬼神に奉仕せしめるためであつただろうから、このように夫余人は奴婢を殺したのだと思う。倭人における殉葬もまた同様で、奴婢を殺したのだろうと考える。諸国の君主でも行われたことで、何も卑弥呼に限つたことではない。このように倭人伝で知りうるかぎり、奴婢は公奴婢或は之に準ずる者であつて私奴婢ではない。社会事情から云つてもそ

うだと云えよう。そして奴婢の数は決して多くはなかつたと云わざるをえない。

二 生口。倭人伝には生口なる者が見える。卑弥呼は景初三年初めて使節を魏に送つた時、男生口四人と女生口六人とを献じ、女王台与も男女生口合せて三十人を献じた。倭人が中国に向うて航海する時には、「（船中の生口）一人をして頭をくしけずらず、しらみを去らず、衣服は垢で汚れ、肉を食わず、婦人を近づけず、喪人の如くせしめる」という航海中の魔よけのための難行苦役にたえしめて、之を持衰（倭人の原語は不明）と名づけていたが、航海が安全に終れば生口を賞して財物を与えるけれども、航海中に病人が出たり、暴風雨や災害にあうと、生口が持衰を謹しまなかつたからだと云つて之を殺すこともあつた。更に後漢書には安帝の永初元年に倭の諸国王が共に百六十人の生口を献じて朝見を乞うたことが見える。

生口が戦争の捕虜であることについては疑がない。前漢書にも後漢書にも見えるが、後漢書はその南匈奴伝に和帝の永元六年南单于が逢侯を追撃して「斬首三千余級・生口及び降者万余人を得たり」とあるように、生口は敗敵のう

ち殺されずして生き残つた者であり、降らずして捕虜になつた者であつた。魏志の東夷伝でも濊伝に次の記事がある。

「その邑落相侵犯せば、輒ち相罰し、生口牛馬を責め、之を名づけて責禍と為す。」濊は民族として統一国家を成さなかつたのみならず、各地の部族もまた国家的統一の途上にあつた。漢の楽浪郡や高句麗に属したが、魏が興ると之に属した地方もある。だから邑落相侵すというのは部族間の戦鬪の如きものだつたろうと思うが、そのような時には

官は双方の部族を罰し、罰として双方から生口牛馬を出させた。「責禍」として取つた生口牛馬の数额及び処理法については不明であるが、官はその時の侵犯で新に生じた、

生口即ち捕虜をおそらく元の部族に復せしめたものと思う。

このように部族の間の鬪争にでも、お互に生口を取つたのだから、倭人のように部族国家が完成していた所では、各国が「相攻伐」して戦争になると生口の取り合いをしたのはもちろんのことであろう。平和回復後生口即ち捕虜を得た国でそれをどう処理したか不明であるが、まず生口の交換をして、残りの生口の代償には、之に相当する品、例えば家畜をえて生口を還元するというような交渉が行なわれ

たものと思う。そしてその交渉がまとまらないときは、之を取得国の生口に編入しただろうと考える。

生口の身分については諸説があるが、生口は奴隸と云うべき身分の者であつたけれども、奴婢とは区別されていたに相違ない。奴婢は同国人でありながら犯罪関係によつて奴隸にされた者及びその子孫であつたが、生口は異国人であつた上に戦争で殺されるところを捕虜になつた者であるからである。従つてその用途も相違していたのである。倭人伝の示すところによると、奴婢が君主の宮廷に奉仕したのに対して、生口が中国への貢獻に用いられているのは彼等が元來種族又は部族即ち血族的關係を異にしたからである^①。生口が持衰と称する航海中の魔よけの苦行に利用されたのも、全く同様の理由に基づいたことであろう。だから常人の好まない特殊の技術を要する工芸であるとか、特殊の任務とか労働とかを必要とする場合には、おそらくで

きるだけ生口を用いただろうと思うのである。

古代ギリシャの諸国でもローマでも戦争の捕虜が奴隸発生の主要な源泉であつたことを願うとき、倭人の社会において生口とよばれる捕虜が右の如き者であつたということ

は、頗る注意に値することではなければなるまい。倭人の部族社会では古くから部族間の戦争のたびごとに生口をえただろうが、首長たちは之をいかに処理したのであろうか。上に述べたように戦後において旧敵と交渉し、牛馬その他の財物と交換して元に復することも行なわれただろうが、奴隸として使用したこともあろう。その中には土地の開拓などに使われ、転じて下戸になつた者もあるであらう。だが何と云つても倭人諸族間のことなので、生口の數も限られ、彼等を大に奴隸階級として駆使する制度が生じなかつたようである。之は日本の奴隸制度の歴史上最も注意を要する事実であらねばならぬ。水田耕作という農法は生口の下戸化に役立つただろうから、彼我を同視しがたいものがある。なお中国の生口及び日本上代のアイヌの捕虜処理の歴史なども参考して論ずべき問題だと考ふる。注意すべきことは第一世紀以後倭人の部族国家の対立が旺んになつてから以後における生口の問題である。倭人伝が倭国と名づけている部族国家の連合体ができてからは、諸国間で生口を生ずるような戦争はなくなると共に、諸国が「相攻伐」したことによつて生じた生口を復元するための協定が行な

われたことであらう。倭国になつてから生じた諸国間の攻伐とその鎮定の問題は、生口にかんする紛争の発生とその解決の問題を離れては考えることができない。倭国が諸国の連合体として成立した事情の如きも、後漢の安帝の永初元年に倭の諸国王が貢獻した生口百六十人が、いかなる内容のものであつたかということが大に關係するのである。^①なお身分構成にかんする事項として婦人の地位の問題がある。之に關しては三種の史料が疑問をなげかけている。まず最も目につくので著名なのは、女王国では倭人伝所載の三代の王の中に卑弥呼と台与との二代の女王があり、ことに卑弥呼は国中の信望の厚い史上稀に見る明君で、魏志では倭国と称したものを特に女王国と称ぶに至つたほどである。それ故之を根拠にして倭人の社会では婦人の地位が至つて高く、母權や母系の社会を云々する説すら見られる。然るに「その俗、国の大人は皆四―五婦、下戸も或は二三婦、婦人淫せず、妬忌せず。」という文は、倭人の社会に一夫多妻の風習があつたことの論拠とされ、後漢書の如きは「国には女子多く、大人は皆四・五妻有り。その余も或は兩、或は三。女人淫せず、妬せず。」としているので、

益々この風習が動かしがたい事実の如く信ぜられるに至つてゐる。更に他の史料として「その会。同。坐起には、父子男女。別なし」とあるから、公衆の席では男女の間に身分の差がなく平等だつたのだという説が現われている。それでこの三つの材料について次に吟味を行ない、婦人の地位について考察しよう。

まず倭国に女王が出たことであるが、之は卑弥呼が信望をえた理由が「鬼道を事とし、よく衆を惑わす」ことができたからだという記述に注意すべきであつて、従来唱えられているように、国政上の巫女的役割が甚だ女性に進出の機会を与えていたことを見のがすことはできない。倭国は国初から七八十年間は男王であつた。男性が王位につくのが原則であつたのである。また社会全体の基礎は末期部族社会であつた。「国の大人は皆四―五婦」というほどに、各国の君主は婦人に大きく優越した男性であつた。もはや家父長権が確立してから何百年かを経過した時代であつた。母権だの母系だのということはもちろん問題にならない。次に「国の大人は皆。四―五婦、下戸も或は二―三婦」であるが、之を後漢書の文に従うて一夫多妻が倭人の男子の習

俗であつたかの如く説く根拠にするのは、既考の如く全く原文の読み誤りであつて、先ず国の大人とあるのは各国の君主又は之に準ずる者であつた。即ち対馬をはじめ不弥国に至るまで「自女王国以北」と称ばれた諸国の正官は元はその国の君主であつて、各国が女王国の領地になつたので女王国の官に變じた者であるからこれらの官、伊都国王、伊都国におかれた一大率、並に女王国連邦を構成した各国の君主、以上の者に邪馬台国の四官を加えた者たちが、ここにいう国の大人であつて、これらの者は皆四―五妻を有するというのが原文の意味である。国と邑落とを區別する以上、当然大人についても国の大人と邑落の大人とを區別しなければならぬ。次に下戸については或という文字があるから、もちろん一般的ではなく一部分の人々である。

下戸中の少数の富民に限られているが、大人と下戸とは相對的用語だから、国の大人に対する下戸の中には邑落の大人が含まれ、そのような人物が二―三婦を有したのかとも思う。ともかくこの文によつて倭人の社会における多妻主義の習俗を強調することはできまいと考える。最後に会同の席において「男女別なし」とあるのによつて、女子の地

位が公法上男子と同等であつたように見るのは妥当でなかろう。原文では「その会同坐起には、父子男女別なし」とあるから、単なる坐起ではなく会同における坐起であり、単に男女別なしと云うのではなく父子男女別なしと云うのである。即ちこれは会同の席の坐起の順序などにおいて父子男女の区別がないという意味であつて、倭人は父の別及び男女の別を、そのような場合にはわきまえていないと、中国流の礼俗の見地からそれがまだ低いことを説いているのである。この解釈に従うべきことは東夷伝の他の箇所を参照しても明らかである。

魏志倭人伝に見える倭人の社会は、以上に述べたように身分制の強い社会であつた。「尊卑各々差序あり。相臣服するに足る」と書かれているのはこのような社会であつたからである。身分による秩序の基礎を作つていたものは族制であつたが、各国の君主の権力的支配の成立が之を助けていた。臣服という文字が使われているけれども、郡県制的な君臣関係や封建制的な主従関係でできた身分秩序でなかつたことは云うまでもない。

① 生口を部民の起源として特殊技芸を要する仕事に従事せしめ

たことをあげる説がある。林屋辰三郎「部民制の成立」『日本古代史論叢』頁五三〇。この点私も同感である。だが一般に農民が部民という半自由民として成立する理由は、倭人伝に見える下戸制に由来するであろう。倭人伝所見の下戸は九州の社会階級であるが、同様のことは本州や四国の倭人でも見られたことであろう。

② 生口については諸説ある中に市村鑽次郎博士は、倭人伝の生口を以て未開民族を意味するとしたのに対し、橋本博士は之を否定し、生口は本来「生きたる人間」の意だから捕虜とは限らぬが、「魏志及び後漢書の倭人伝に見ゆる生口なるものは、その時代の卑賤にして財物視せられたる人々即ち奴婢奴隸として使役されし人々を称せし名称として解するのが最も穩当なる見解であろうと信ずる」とし、「それが犯罪者であつたか、捕虜であつたか不明で、恐らくその両者を含んだらう」としている。同氏『東洋史上より見たる日本上古史』頁五一四―五四三、特に五二二、五三四。管見では従来諸説の欠陥は魏志東夷伝中に生口を捕虜の意において使用せる実例が、本文中に載せられたように濃伝に存することに注意してない点に存する。濃伝の生口記事に関する正しい解釈が倭人伝の生口を理解する鍵になると考える。

③ 生口を漢や魏に対する貢獻に用いた理由は必ずしも明らかでない。卑弥呼が送つた男生口四人女生口六人については特殊技芸の点だとする説があり、それでも説明がつくが、帥升等の一六〇人の生口の貢獻はどのように云えない。むしろ中国におい

て異邦人の奴隸を何かの特殊任務につかせるために希望したかも知れない。梁書諸夷伝によると、百濟王が晋や宋に生口を獻じた例が見える。中国に対する異邦人生口貢獻の事例を一そう広く調べて見る必要がある。倭国(女王国)から漢魏へ貢獻された生口は、狗奴国人(熊襲)の如き完全に異族たる敵国人或は「自女王国以北」の異種族人であつたであろう。同一連邦内の者が生口として外国へ出されることはありえないことと思ふ。

④ 帥升等による一六〇人の生口貢獻は倭国の成立との関係において考うべきものがあり、『法制史研究』第十二号に掲載される「倭の女王国と部族国家との関係」の第五節で詳論する。

⑤ 会同坐起という文字は高句麗伝に「卿大夫の家臣の会同坐起は、王家の使者・卓衣・先人と同列なることを得ず」という使用例があるから、之に合わせて解釈すべきものと思ふが、この場合は明らかに單なる集會ではなく、席次が一定している礼の制度を説いている。倭人の会同坐起も之に類する場合なので坐席の点で「父子男女別なし」と云つたのだらう。

⑥ 倭人の社会は部族社会であつた点では、タキツスのゲルマニ

ア誌に見えた古代ゲルマン人の社会と多少の比較を行つておく必要があるであらう。ただし倭人の場合は部族社会と云つてもその末期段階に属し、種族国家が連邦の形式で成立していたのであるから、ゲルマニア誌に見える部族社会とは、ずつと時代の下つたものであり、軽々しく比較することは許されない。ただ一つの注意を要する点は民主主義に関する風習の有無である。なぜなら卑弥呼の共立のみならず、卑弥呼以前の男王も、彼女以後の男王と女王台身も皆立てられた国王であつたから、この点では民主的慣行が存在したと云えるからである。だが管見では之は諸国の国王が連合国家を設立し及び之を持續するため行つた必要行為であつて、民主的風習が存在したためではない。人民を支配したものは権力・權威・身分及び鬼神を祭る非合理的的精神であつて、神權的要素は強かつただらうが、民主的要素は此の時代にかぎらず、相當古い時代から乏しかつただらうと思ふ。その点から論ずると、タキツスのゲルマニア誌に見える部族社会とは大に異なるものが、それと同じ段階における倭人の部族社会であつただらうと考える。

The Society of *Wo-Jên* 倭人 in the Second and Third Centuries

by
Kenji Maki

Though *Wei-chih-wo-Jên-ch'uan* 魏志倭人伝 is a chapter at the end of *Tung-i-ch'uan* 東夷伝 in *Wei-chih* 魏志, it has been treated as an independent article and it has been neglected that it was an important referential source in relation to the state and society of *Wo-Jên* 倭人, and that it was included in a volume of *Wu-wan-hsien-pi-tung-i-ch'uan* 烏丸鮮卑東夷伝.

The writer has already decided that the situation of *Yamadai-koku* 邪馬台国 was in the northern *Kyûshû* 九州 by the new reading method of the traveling articles; moreover about the Second and third centuries' society in *Wo-Jên-ch'uan* 倭人伝 a new theory shall be offered from some source materials.

This article, at first, treats the nature of *Wo-Jên-ch'uan* as a material of *Wo-Jên's* society; and then it discusses the existence of *Wo-Jên's* society in the late tribe period judging from the steps of historical development; further more it explained *Kokuyû* 国邑, *Yûraku* 邑落, *Taijin* 大人, *Geko* 下戸, *Sôzoku* 宗族, *Monko* 門戸, and *Ie* 家, but also status in common people, the nature of *Nuhi* 奴婢 and *Seikô* 生口, and the position of women.

A Study of Associations at the End of *Ming* 明 dynasty

—especially of *Fu-shê* 復社—

by
Kazuko Ono

At the end of the *Ming* 明 dynasty, after the destruction of the *Tung-lin* 東林 party by suppression, was established *Fu-shê* 復社 based on the *Shêng-yüan* 生員 level, *Fu-shêh* played an important